

県央ネットやまなしメタバース合同企業説明会業務仕様書

第1 目的

県央ネットやまなし圏域[※]内企業と求職者等のマッチングの促進を目的に、メタバース空間において合同企業説明会を開催し、企業と求職者のアバターを通じた気軽な交流により、地元企業の人材確保に向けた支援を行う。

※甲府市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町・市川三郷町・富士川町

第2 委託期間

委託期間は、本事業の委託契約の日から令和8年3月31日までとする。

第3 概要

(1) 実施コンセプト

「メタバース空間を活用した次世代型就活イベント」として、圏域内企業と求職者のマッチング促進を目的に、アバターを通じて圏域内企業が自社の魅力を伝える場、圏域内企業と求職者が交流する場、年齢や状況に応じた情報収集の場とする。

(2) ターゲット

主な参加対象は、令和9年3月卒業予定の学生（27卒）、令和10年3月卒業予定の学生（28卒）及び一般求職者等（留学生及び外国人を含む）とするが、メタバースの特性を活かし誰でも匿名で気軽に参加できるものとする。

なお、参加企業は100社以上、参加者330人以上を目標とする。

(3) 開催時期及び開催時間

令和8年3月7日（土）、午前10時から午後4時までとする。

なお、詳細なスケジュール等は、委託者と協議の上決定すること。

(4) 出展企業

県央ネットやまなし圏域内に本店、支店、事業所のある企業等とする。

第4 委託内容

委託内容は、次に掲げる業務とし、その経費は、委託費用に全て含むものとする。詳細については別紙のとおりとする。

(1) メタバース空間における合同企業説明会企画運營業務全般に関すること

委託者と連携し、圏域内企業と求職者のマッチング機会が創出できる合同企業説明会を企画運営する。

なお、以下の条件を達成できるコンテンツの企画や仕掛けづくりを行うこと。※

(ア) 参加者が参加したいと思える企画がある。

(イ) 参加企業の魅力が理解される。

(ウ) ユーザー自身のアクション機能やユーザー間の交流を促す仕組みにより、空間内の活性化が図れる。

※具体的な内容を契約後に提出する実施計画書に記載すること。

(2) 出展企業の募集に関すること

委託者と連携し、案内チラシの作成やホームページへの掲載等、出展企業が増えるような効果的な広報活動を実施し企業を募集する。

(3) 合同企業説明会の周知及び集客に関すること

委託者と連携し、案内チラシの作成やホームページへの掲載等、参加者へ周知するための効果的な広報活動を実施する。

(4) 求職者等の参加促進に関すること

魅力あるコンテンツを制作して集客力を高め、参加者の増加を図る。

第5 甲府市の役割

本業務での甲府市の役割は以下のとおりである。

(1) 運営にかかる補助

(2) 市HP、広報等への情報掲載

(3) 圏域内市町への広報依頼

(4) 圏域大学等への広報依頼補助

(5) 報道対応

(6) 協力者等の決定

第6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、業務にあたっての資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複製及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。

(3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵してはならない。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属する。

(5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定する。

第7 その他

(1) 契約締結後の業務調整

契約締結後速やかに企画書及び工程表を作成するとともに、設計及び管理運営に係る実施計画書を作成し提出すること。

(2) 業務終了後の提出書類等

業務終了後に事業の内容や参加者数、空間内の記録写真（画面キャプチャ等）、制作物等を記録した報告書を作成すること。

(別紙)

1 メタバース空間の仕様について

メタバース空間は以下の仕様を満たすプラットフォームで作成すること。

(1) プラットフォーム

日本国内の事業者が提供するものを使用すること。

(2) 動作環境

アプリ不要のブラウザ (Google Chrome / Firefox / safari) で動作するものであり、PC (Windows / Mac)・スマートフォン (Android / iOS)・タブレットのいずれの環境でも不具合なく動作すること、かついずれの環境にも最適化 (フォントサイズ、リンクボタン等のサイズ、文字入力等) されていること。

可能であればヘッドマウントディスプレイなどのバーチャルリアリティ (VR) 機材やゲームハードなどのデバイスからもアクセスできるメタバース空間を構築すること。

使用する全てのソフトウェア・技術等については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性等を考慮し、可能な限り標準的な技術を用いること。

(3) 空間デザイン

自由度の高い空間デザインが可能であること。

(4) 同時アクセス等

常時アクセス数や同時接続数などが本イベントを実施するにあたり不足がないこと。

(5) 音声での会話機能

音声での会話ができる機能を有すること。なお、音声会話機能では近づくと大きく聞こえ、遠ざかると声も遠ざかるような現実に近い会話ができる仕様であること。

(6) チャットでの会話機能

チャットでの会話ができる機能を有すること。

(7) 強制退室機能

他人を攻撃する発言をするなどの不適切なユーザーを強制退室できる機能を有すること。

2 メタバース空間作成に関する業務

受託者は以下の要件でメタバース空間を作成するものとする。なお、空間の作成イメージについては「資料1」を参考とし、委託者と協議の上で空間を作成すること。

(1) 利用可能なアバターの種類は30種類以上とすること。

(2) 空間に合わせた何らかのオブジェクトを持ち運ぶなどの機能及びリアクションが取れるなどの機能がそれぞれ1つ以上設定してあること。

(3) 企業の採用に係る業務 (個別説明等) がスムーズに進行できるよう安定した空間を整備すること。

(4) 1つのエリア (ルーム) に対し、20人以上が同時入室可能な空間を作成すること。

(5) エントランス、企業ブース、企業紹介動画エリアなど複数エリアを作成すること。

(6) メタバースに慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計 (参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計) とすること。

(7) アバターを通じて気軽に企業説明会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示

などわかりやすいものとする。

- (8) メタバース空間内は、アバターを介してコミュニケーション（音声、チャット）が可能な空間設定にすること。また、管理者権限でコミュニケーション機能を設定（参加者はオフにする等）できるような空間にすること。
- (9) 参加者の増加に伴う対応については、別空間（複製空間でも可）で対応できるような仕様とすること。
- (10) 各エリアにエントランスエリアに戻れるような機能を設けること。
- (11) 各エリアの移動（画面遷移）はできる限り少なくなるよう空間を設計すること。
- (12) 各エリアの移動（画面遷移）はできる限りシームレスにできること。
- (13) エントランスエリアは参加者数に応じて、同時入室時にも狭くない広さとすること。
- (14) 事業実施にあたり、メタバース空間での不具合などが起きた場合の対処についても検討し、不具合発生時等には対応すること。
- (15) 空間の軽量化について工夫すること。
- (16) 可能な限り、これまでに他自治体等で公開・実施されたメタバース空間・バーチャル施策との差別化を図ること。
- (17) ユニバーサルデザインを考慮すること。
- (18) 企業ブース内に動画、画像、資料等の素材を設置できるようにすること。
- (19) 開催 14 日前までに企業ブースの装飾が終了し、開催 7 日前には参加者にメタバース空間を事前公開できるようにすること。
- (20) 開催後、契約終了日まではメタバース空間を公開し自由に閲覧できる状態にすること。

3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること

(1) 人員配置

受託業務については委託者との連絡調整を緊密に行うため、受託者の事務所等に専属の担当者を置くこと。

なお、次の実務経験及び実務実績を満たす従事者をそれぞれ 1 名以上配置すること。

(ア) 実務経験

メタバース用 3DCG 空間の制作に関して実務経験がある者。

(イ) 実務実績

メタバース空間内で出展企業 100 社以上かつ参加者 200 人以上の規模の展示会や合同企業説明会を企画運営した実績を有する者。

(2) 実施体制の構築

次の各号に掲げる要件を満たす体制を構築すること。

(ア) 企業ブース等を再現したメタバース空間や AR 等のコンテンツの制作に関するノウハウや知見を有すること。

(イ) メタバース空間において、イベント運営の実績を有していること。

(ウ) 広報活動について、ノウハウや実績を有すること。

(エ) メタバース空間の企画提案（全体・ジャンル別）や広報等の業務に応じて、部門責任者及び専門的な知識を有する者を配置し、関係者と協議する体制を整備すること。

(3) 人員配置、緊急時の連絡体制及び事業進行管理計画を含む実施体制の提出

業務全体のプロジェクト管理方法、体制、スケジュール、計画（作業ごとの詳細スケジュール含む）等を記載した実施計画書について、契約締結後、速やかに（原則として5営業日以内）に作成及び提出し、市の承認を得ること。

(4) 打合せの実施

受託業務については委託者との連絡調整を緊密に行うため、受託者の事務所等に専属の担当者を置き、委託者と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

(5) 個人情報保護・法令遵守・苦情処理体制

個人情報管理に係る体制、法令違反を起こさないための社内体制及び取り組み、履行内容や従事者に対する苦情処理への対応について明確にすること。

(6) その他

上記のほか合同企業説明会の企画・運営検討上必要となる各種業務を行うこと。

(ア)受託者は、出展企業及び参加者の視点を十分に取り入れ、企業の魅力が的確に伝わるよう事業を企画・実施すること。

(イ)事業完了後、速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。

(ウ)事業に際してインフルエンサー等を活用した情報発信を行う場合は、該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。

(エ)各業務の遂行にあたっては、目標を立て、目標値を達成するための設計詳細を策定し、事業の企画を行うこと。

4 出展企業の募集及びサポートに関すること

本イベントへの出展企業等については原則公募で選定するため、これに係る以下の業務を実施すること。

(1) 出展企業の募集に関する業務

出展企業を募集するための募集要項・チラシを作成し、特設ホームページへの掲載及び圏域内企業への発送（電子メール可）業務を行うこと。発送先や発送時期については委託者と協議の上決定すること。また、圏域内企業へのメールや電話等による勧誘など出展企業が増えるような広報活動を実施すること。

なお、出展企業の募集にあたっては以下の条件を付けること。

(ア)県央ネットやまなし圏域内に本店、支店、事業所があること。

(イ)健全な労働環境の維持に努めていること

(ウ)甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと、又は同条第2号に規定する暴力団員が役員でないこと、若しくは暴力団と密接な関係が無いこと

(エ)公序良俗に反していないこと

(オ)市税または町税の滞納が無いこと

(カ)イベントの運営※にご協力いただけること

※「企業紹介動画の作成」「事前説明会への参加」「アンケートの提出」など。

(2) 出展企業の申込に関する業務

出展を希望する者からの問い合わせや、提出された申込書類のとりまとめなど申込にかかる業務を行うこと。なお、出展企業の申込方法は、原則としてウェブ上のフォームを利用すること。

(3) 出展企業の選定に関する業務

出展企業が決定した際は、申込のあった企業に対し出展の可否を通知すること。なお、出展企業の選定は原則として先着順とする。

(4) 企業ブースの作成及び企業紹介動画作成に関する業務

(ア) 企業ブース及び企業紹介動画の作成にあたって、操作やブース設置等に関する事前説明会の実施及びサポート体制を構築すること。

(イ) 開催 14 日前までに企業ブースの作成及び装飾が終了するよう企業と調整すること。

(ウ) 出展企業から要望があった場合には、動画の編集、資料の軽量化などできる限り対応すること。

5 求職者への周知及び集客に関すること

求職者への周知及び参加者を増やすため、これに係る以下の業務を実施すること。また、より多くの求職者を集客できるよう、訴求対象、広報の方法（コンテンツ等様々な媒体の活用等）、時期等を十分検討のうえスケジュールを策定し、目標である 330 人以上の参加者を集めること。

なお、参加者の事前申込を行う場合には、参加者が申し込みやすいよう、わかりやすい申込方法、適切な申込管理及び個人情報管理ができるよう十分留意すること。また、各広報媒体にかかる情報発信量及び予算の配分については受託者より提案すること。

(1) 参加者への事業周知ポスター・チラシの作成（デザイン・印刷含む）

事業周知ポスター・チラシについては、広く周知されるよう関係機関（県内外の大学の就職課及びハローワーク等）への訪問や送付等で案内を行うこと。

(2) 特設サイトの作成

メタバース合同企業説明会の特設ホームページを作成すること。

なお、出展企業及び参加者募集などについて、契約後速やかに公開できるようホームページの作成及び運営準備を行うこと。

(3) WEB、SNS等での広報

(ア) SNS（X・YouTube・LINE・Instagram・TikTok・Facebook など）による広告配信など

(イ) 検索サイト（グーグル、ヤフー）の動的検索連動型広告による上位表示の活用など

(ウ) 合説ドットコムなどのポータルサイトにおける広告配信

(4) 受託者のノウハウや知識・経験を活かして、合同企業説明会への参加者に対し広く周知を図り、参加を促すような方法を実施すること。

(5) イベント当日における参加者の興味を引く企画（就職セミナー等）を実施すること。

6 合同企業説明会の当日運営に関すること

イベント当日のスムーズな運営が可能となるよう、これに係る以下の業務を実施すること。また、出展企業及び参加者双方の満足度が高くなるよう、空間レイアウト・導線、当日のスケジュール等を委託者と協議し運営すること。

(1) イベントスケジュール

当日の運営スケジュールは以下を参考に委託者と協議して決定すること。

各企業ブースでのフリーガイダンス

10:00~15:50

その他スケジュール

10:00~10:10 開会、チュートリアル等

10:10~11:50 各会場において企業紹介動画を配信

12:00~13:00 就職セミナー等の企画実施

13:00~15:50 各会場において企業紹介動画を配信

15:50~16:00 閉会

(2) 運営体制

イベントの運営に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置すること。

出展企業及び参加者向けの電話サポートやメタバース空間内でのサポートスタッフ、コンシェルジュ等を配置すること。

(3) 運営業務

出展企業や参加者が円滑に合同企業説明会の目的を達せられるよう、スタッフによるメタバース内での誘導や、事前・事後の参加者への説明等に遺漏ないよう周到に計画し、確実に実行すること。

(ア)開会、チュートリアル等

エントランスエリアにおいて参加者を集め、当日の概要説明、タイムスケジュールの説明、操作方法の説明、操作練習を実施すること。

(イ)企業紹介動画配信

出展企業から企業紹介動画を受領し、企業紹介動画エリアで配信すること。

企業紹介動画は3エリアにおいて、約60秒×40社を配信すること。

企業紹介動画の配信順番は50音順とすること。

企業紹介動画の冒頭と末尾には企業名及びブース番号を表示した画像を入れること。

企業と企業の動画の間にはCMとして、リアルの合同企業説明会の案内等の委託者の指定する画像等を差し込むこと。

企業紹介動画のタイムテーブルを作成し、特設ホームページ及び空間内で確認できるようにすること。

なお、出展企業数により動画の長さ、エリア毎の企業数、配信エリアの数等は委託者と協議の上で変更可とする。

(4) 出展企業及び参加者へのサポート体制

(ア)出展企業及び参加者向けのマニュアルを作成すること。

(イ)出展企業に対し、事前に説明会を実施し企業紹介動画の作成方法、メタバース空間の概要及び操作方法等の説明を行うこと。

(ウ)出展企業に対し、企業紹介動画作成、ブース設置及び操作方法等に対するサポート体制を確保すること。

(エ)イベント当日においても、出展企業、参加者に対するサポート体制を確保すること。

(オ)イベント当日に参加者向けの操作研修等の時間を設けること。また、エントランスエリアに操作方法のマニュアルを掲示すること。

(5) 委託者へのサポート体制

(ア)委託者向けの運営マニュアルを作成すること。

(イ)イベント当日はWiFi環境が整っている会議室等の会場を委託者用に確保すること。

(ウ)イベント当日は前項の場所へ職員を一人派遣し委託者をサポートすること。

(エ)委託者用にWiMAX+5G回線対応のWiFiルーターを開催2か月前よりレンタルすること。

7 その他

(1) 参加者アンケート実施

空間内において参加者及び企業にアンケートを実施し、集計及び分析を行う。

(ア)サンプル数は、出展企業80社以上、参加者80人以上とする。

(イ)アンケート項目は委託者と協議し決定する。(企業向け21問、うち記述式項目は11問、参加者向け14問、うち記述式項目は7問を想定)

(ウ)委託者より別途指示する集計方法により、アンケートの集計を行うこと。

(2) 記録写真撮影

(ア)ブース、イベント会場内風景等(参加者の状況のほかイベントの概要がわかるもの)を記録として写真撮影または動画撮影(画面キャプチャ)すること。

(イ)記録写真は電子媒体(JPEG形式)で提出すること。

(3) 事業報告

合同企業説明会終了後、開催の記録(写真等)及び参加者数、面談者数、アンケート集計結果、考察など参考となる事項を、遅滞なく本市に書面及びデータにて実績報告書を提出すること。

※WEB上での広報については、閲覧数やクリック数(率)について報告すること。

(4) 再委託の禁止

受託者は、事前の承認があるときを除き、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料1) メタバース空間設置イメージ

